

せきがね温泉プチお楽しみ振興券取り扱い要項

1. せきがね温泉プチお楽しみ振興券の発行

NPO 法人養生の郷は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている関金町のお店を応援することを目的に地域限定振興券を発行します。

2. 振興券の概要

名称	せきがね温泉プチお楽しみ振興券
発行枚数	500 セット
額面	1 セット 1,000 円 (100 円×6 枚)
販売価格	1 セット 600 円 (当選者 2 セットまで購入可)
応募方法	申込用紙に必要事項を記入の上、せきがね湯命館又は関金都市交流センター観光案内所に設置の抽選箱に投函 投函期間：令和 2 年 9 月 1 日～令和 2 年 9 月 18 日
応募対象者	倉吉市在住または倉吉市内が生活圏内の方 家族(同居)単位で応募
抽選結果	当選者には 9 月末日までに当選ハガキを郵送
購入方法	当選ハガキ持参の上、関金都市交流センター観光案内所にて購入 購入期間：令和 2 年 10 月 1 日～11 日 (期間外無効)
利用期間	令和 2 年 10 月 11 日～令和 2 年 11 月 30 日
使用可能店舗	NPO 法人養生の郷ホームページ参照

※申込用紙：NPO 法人養生の郷ホームページからダウンロード又はせきがね湯命館・関金都市交流センター観光案内所に設置。

3. 振興券の取り扱い

- ・振興券は参加店舗での商品の販売やサービスの提供などの支払いに利用できます。
- ・振興券を現金化することはできません。
- ・換金性の高いもの(ビール券、図書券、切手、プリペイドカード等)、たばこ事業法に規定する製造たばこの購入には使用できません。
- ・その他、発行者が振興券の使用に相応しくないと判断したものには使用できません。
- ・振興券の額面以下の使用の場合、お釣りは支払いません。
- ・振興券の額面以上の使用の場合、不足分は現金にて精算下さい。
- ・振興券の紛失、盗難、換金期限切れ等による損失について発行者は責任を負いません。

4. 参加店舗

- ・関金町内に立地する観光施設、飲食店であること。
- ・NPO 法人養生の郷の主旨に賛同し、取り扱い要項を遵守できること。
- ・次のいずれにも該当しないこと。
 - 振興券を利用できない商品、サービスのみを取り扱うもの。

- 特定の宗教、政治団体と関わる場合や公序良俗に反する営業を行っているもの。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団、同上第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。

5. 参加店舗の責務

- ・利用者が振興券を持参したときは、受け取る前に正規のものか、また、他参加店舗名の記入、押印がないか確認の上、お受け取り下さい。
- ・振興券を受領した際は、参加店舗、施設が特定できる印章を押印し、再使用防止措置を講じてください。
- ・参加店舗、施設の印章が押印された振興券の利用があった場合は受領を拒否して下さい。受領した場合は参加店舗の債務といたします。
- ・使用済み振興券の紛失、盗難、換金期間切れ等による損失は参加店舗の債務とします。
- ・3つの『蜜』を避け、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めてください。

6. 使用済み振興券の換金方法

換金受付期間	令和2年10月11日～令和2年12月15日 ※上記期間内に換金受付されなかった振興券は換金できません。
換金受付場所	関金都市交流センター内 NPO 法人養生の郷事務所
受付方法	NPO 法人養生の郷事務所(TEL:0858-45-3988)に連絡の上、必要書類を持参下さい。
受付時間	10:00～17:00 (関金都市交流センター開館時間内)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済み振興券 (10枚以上の場合は10枚単位でホッチキス留め願います。) ・換金伝票 (NPO 法人養生の郷ホームページよりダウンロード可)

7. その他

- ・本要項に記載されていない事項については、協議の上決定します。